公　告

諸　事　項

公　示　送　達

特許法第191条第１項（実用新案法第55条第２項、意匠法第68条第５項及び商標法第77条第５項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり公示する。

送達を受けるべき者 住所（居所）	送達を受けるべき者 氏名（名称）	送達する書類 事件の表示	送達する書類 書類名
広島県広島市西区観音新町１―19―24―505	高野　奈津美	商願2024―045014	拒絶査定の謄本
東京都港区芝公園３―６―22Ｊ．Ｃ．ビルディング201	ＥＡＳＴ　ＬＩＮＫ　ＴＲＡＤＩＮＧ　ＬＴＤ東進商事株式会社	商願2025―122386	登録査定の謄本
東京都新宿区大久保１―16―15　901	株式会社ＨＡＲＭＯＮＹ	商願2025―066900	出願却下の処分の謄本
		商願2025―066901	出願却下の処分の謄本
兵庫県淡路市斗ノ内1386―１	竹森　治高	商願2026―047126	手続補正指令書（方式）
		商願2026―047127	手続補正指令書（方式）
東京都千代田区神田須田町１―24―21加瀬ビル808号	株式会社tk	商願2023―139304	出願却下の処分の謄本
		商願2023―139305	出願却下の処分の謄本
京都府京都市中京区寺町四条上る中之町547番地	株式会社AkiTo７グループ	商願2025―062966	手続補正指令書
三重県四日市市笹川８丁目45―１―４ビレッジハウス笹川４号棟505	戸上　聖	特願2026―034695	手続補正指令書（方式）
		特願2026―034694	手続補正指令書（方式）
		特願2026―034697	手続補正指令書（方式）
鹿児島県鹿児島市下荒田４―15―11―202	内村　彩	商願2026―024876	手続補正指令書（方式）
ul. Streletskaya, d. 26A RU―600021 g. Vladimir (RU)	BELYAKOV Anton Vladimirovich	国際登録番号1806158	拒絶査定の謄本
中華人民共和国上海市崇明区長興鎮江南大道1333弄11号楼（臨港長興科技園）	上海創以達網絡科技有限公司	異議2024―900242	異議の決定の謄本
アメリカ合衆国、カリフォルニア州　90017　ロサンゼルス、セブンスストリート　ダブリュー　811、ユニット　1047	ルーモス　インコーポレーテッド	異議2025―900181	異議の決定の謄本
中華人民共和国福建省▲ぷ▼田市城廂区霞林街道集寧街500号和鳴蘭溪郡７号楼304室	▲ぷ▼田市城廂区沃宇裕貿易有限公司	取消2026―300008	請求書副本の送達通知
アメリカ合衆国　90272　カリフォルニア州　パシフィック　パリセーズ　トラモント　ドライブ　17774	ハリウッド　メード　90028，インコーポレイテッド	取消2025―300037	請求書副本の送達通知
アメリカ合衆国　カリフォルニア州　93101　サンタ　バーバラ　ウエスト　アナパム　25	ビッグ　ドッグ　ライセンシング　エルエルシー	取消2025―300267	審決の謄本
東京都小平市上水本町二丁目18番20号	有限会社　アイワ空調	取消2025―300513	審決の謄本
avenue du Casino 52, c／o Multifiduciaire Leman SA, CH―1820 Montreux (Switzerland)	GOLDMUND SA	取消2025―670026	審決の謄本

上記の書類は、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和８年９月18日　　特許庁長官

成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法第３条第２項の規定に基づく公告

成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法（昭和53年法律第42号）第３条第２項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年９月18日

国土交通大臣　金子　恭之

下記の工作物の所有者、管理者及び占有者殿

下記の工作物は、成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法第３条第１項第１号の用に供されるおそれがあると認められるので、同項の規定に基づき、令和８年９月19日から令和９年９月18日までの間、当該工作物を同項第１号の用に供することを禁止します。

記

千葉県山武郡芝山町岩山字押堀1900番４に所在する木造平屋建の建築物一棟及びこれらに附属する工作物（通称「岩山団結小屋」）

なお、上記の処分に不服がある者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第１項の規定によって、上記の処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。

成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法（昭和53年法律第42号）第３条第２項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年９月18日

国土交通大臣　金子　恭之

下記の工作物の所有者、管理者及び占有者殿

下記の工作物は、成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法第３条第１項第１号の用に供されるおそれがあると認められるので、同項の規定に基づき、令和８年９月19日から令和９年９月18日までの間、当該工作物を同項第１号の用に供することを禁止します。

記

千葉県山武郡芝山町朝倉字山王台460番２に所在する木造平屋建の建築物二棟及びこれらに附属する工作物（通称「三里塚野戦病院」）

なお、上記の処分に不服がある者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第１項の規定によって、上記の処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和８年（家）第３０１８４号

千葉市中央区千葉港４番５号

申立人　社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

本籍千葉県浦安市猫実二丁目27番

最後の住所千葉県浦安市猫実２丁目27番25号

死亡の場所千葉県浦安市

死亡年月日令和６年８月５日

出生の場所山形県西田川郡大山町

出生年月日昭和20年４月１６日

職業不明　被相続人　亡　岡部　武夫

事務所　千葉市中央区中央２－８－５ジュピタービル６階　桑原法律事務所

相続財産清算人　弁護士　桑原　健修

催告期間満了日　令和９年４月27日

千葉家庭裁判所市川出張所